

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

電子申請による届出にかかる添付書類の取扱いについて

標記について、別添のとおり日本年金機構事業企画部門担当理事及び日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知しましたので、お知らせいたします。

年管管発 0302 第 2 号
令和 2 年 3 月 2 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

電子申請による届出にかかる添付書類の取扱いについて

厚生労働省においては、「行政手続コスト」削減のための基本計画（平成 29 年 6 月厚生労働省決定）等により、電子申請の利用を促進しているところである。現在、電子申請による届出にかかる添付書類の取扱いについては、「電子申請により社会保険労務士が提出代行する届書等における添付書類の取扱いについて」（平成 26 年 7 月 7 日年管管発 0707 第 7 号。以下「平成 26 年通知」という。）により、社会保険労務士が電子申請により提出代行する場合に限り、下記 1.（1）及び（2）にかかる添付書類を除き、スキャニングしたデータによる提出を可能としているところである。

この電子申請の取扱いについて、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、社会保険労務士による提出代行の場合に加えて、事業主等が直接届書等を電子申請により提出する場合においても、同様にスキャニングしたデータによる添付書類の提出を可能とすることとしたので、下記について十分に留意の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

これに伴い、平成 26 年通知は廃止する。

なお、本取扱いについては、全国社会保険労務士会連合会と協議済であることを申し添える。

記

1. 添付書類の提出方法

以下に掲げる書類以外の書類については、電子申請の添付書類として提出する場合に限り、スキャニングしたデータによる提出を可能とする。

なお、データ形式は、J P E G（拡張子：jpg）又は P D F（拡張子：pdf）とする。

〈スキャニングしたデータによる提出を不可とする書類〉

- （1）「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」における被保険者証など、原本の回収を必要とする書類

①健康保険被保険者証

- ②健康保険高齢受給者証
- ③健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ④健康保険特定疾病療養受療証
- ⑤健康保険印紙購入通帳

(2) 公的機関が発行する書類ではなく届書等を提出する者が作成する書類であり、かつ保険適用の可否判断の基礎資料であるため、日本年金機構が原本を保存する必要がある書類

- ①健康保険 厚生年金保険 任意適用申請同意書
(適用事業所の厚生労働大臣認可に係るもの)
- ②健康保険 厚生年金保険 任意適用取消申請同意書
(適用事業所の厚生労働大臣認可に係るもの)

2. その他

スキャンしたデータにより提出した添付書類の原本については、電子申請にかかる届書等と同様に、事業主等において届出後2年間（健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第34条、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第20条及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第28条に定める法定保存期間）保存することと規定されている。